



ECO CAR FESTA 2007

ECO CAR FESTA 2007
ソーラーカーフェスティバル in 泉大津フェニックス

特別規則書

公示

本競技は環境意識の向上、低公害車の研究開発、大量普及、そして物作りからの環境教育、これら を開催目的として、開催する。

《第1章》総 則

本大会すべての参加者は、本規定を理解したうえ、これを遵守することに同意したものとする。

- 第1条 名称**
ソーラーカーフェスティバル in 泉大津フェニックス
- 第2条 テーマ**
未来の子供達に青の地球を key to the future
- 第3条 日程**
2007年9月30日(日)1日間 雨天決行
- 第4条 会場**
泉大津フェニックス特設会場(住所:大阪府泉大津市夕凧町)
- 第5条 主催**
エコカーフェスタ2007開催実行委員会
ソーラーカーフェスティバル in 泉大津フェニックス実行委員会
- 第6条 共催**
ワールドエコノムーブ in 泉大津フェニックス実行委員会
- 第7条 後援(予定)**
総務省、文部科学省、経済産業省、環境省、国土交通省、大阪府、大阪府港湾局、大阪府教育委員会、泉大津市、泉大津教育委員会、日本自動車連盟関西本部、日本EVクラブ、四国EVチャレンジ委員会、日本太陽エネルギー学会、クリーンエナジーアライアンス
- 第8条 協力(予定)**
泉大津フェニックス緑化推進協議会
- 第9条 大会事務局(問合せ・申込先)**
〒547-0026 大阪市平野区喜連西四丁目-7-12 ツーアンドフォービル
株式会社ツーアンドフォー内 エコカーフェスタ事務局
TEL 06-6760-7373 FAX 06-6760-7363
E-Mail: info@2and4.co.jp HP: http://www.2and4.co.jp/ecocar festa2007/
- 第10条 競技種目**
ラリー: 1周の目標タイムを設け、決められた周回数を走行する。
- 第11条 タイムテーブル(案)**
9月30日(日) 車検、プリーフィング、決勝、表彰式 公式通知で発表する

第12条 競技車両の識別

各チームに識別記号（レース区分・クラス区分・ナンバー）を割り当てる。

第13条 プリーフィング

チームの登録代表者及びドライバーは、2007年9月30日のプリーフィング及び競技委員会から召集された場合に参加しなければならない。プリーフィング会場はおって通知する。

第15条 公式通知

- (1) 本規定以外に必要な事項に関しては、プリーフィング及び公式通知にて公示する。
- (2) 緊急の場合は、場内放送などで伝達される。

第16条 規定の改正

本大会の実行委員会は審査委員会と協議の上、本規定を変更することができる。

第17条 規定の解釈

本規定に定められていない事項あるいは明記されていない事項については、本大会実行委員会が最終的な決定を下すものとする。

《第2章》エントリー

本大会は、2007年9月28日現在15歳以上の者であれば、誰でも参加できる。

第18条 参加申込み

- (1) エントリーの受付は2007年8月15日（水）から9月14日（金）とする。
- (2) チームの登録代表者はメンバー全員の行動の責任を負うものとする。
- (3) チームの登録代表者は、9月20日（木）12時まではメンバー及びドライバーの変更ができる。（保険料の返却はしない。）
2007年9月20日以降の変更内容に関しては、公式リストに記載されないことがある。
- (4) 参加申込方法 / 現金書留にて必要書類とエントリーフィー・保険料を第9条大会事務局へ郵送する。
又は必要書類を郵送しエントリーフィー・保険料を銀行振込する。
振込先：三菱東京UFJ銀行 上本町支店 普通口座 4664534 エコカーフェスタ事務局

第19条 エントリーフィー

各クラスの参加料を以下の通りとする。

Aクラス：10,000円 Bクラス：20,000円 Cクラス：30,000円

申し込み期限（2007年9月14日）内にエントリーを取り消した場合、参加料は払い戻すものとする。ただし事務局手数料として2,000円を差引後払い戻す。期限以降の取り消しの場合は、払い戻しをしない。

第20条 保険

- (1) 参加チームのメンバーは、全員、本大会に関し、有効な保険に加入することが望ましい。
主催者の手配できる保険は次の通りとする。
ドライバー1名3,870円（死亡・後遺障害：1,000万円 / 入院3,500円 / 通院1,750円）
メカニック1名1,220円（死亡・後遺障害：500万円 / 入院3,400円 / 通院1,500円）
希望者は9月20日（木）17：00までに申込すること。
- (2) すべての参加者は、事故・損失により損害が生じた場合、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また主催者及び大会役員、コース施設管理者が一切の損害補償の責任を免除されていることを承知していなければならない。

《第3章》車両規則

競技車両のデザインおよび構造は以下の各号を除き、自由である。

第21条 定義

ソーラーカーは太陽光を動力源として走行する車両であって、3輪以上を有するもの。

第22条 クラス分け

太陽電池の発電量、蓄電池の容量に応じて、次の3クラスとする。

蓄電池の容量については、第3章第6条を参照。

(1)Aクラス

高校生を主体とし、太陽電池の発電量が480W以下のソーラーカーのクラス

(2)Bクラス

高校生以外を主体とし、太陽電池の発電量が480W以下のソーラーカーのクラス

(3)Cクラス

480Wを超え無制限

(4)Dクラス

その他のクラス・第3章車両規則を超える物

第23条 乗員数

1人または2人とする。

第24条 車両寸法、重量

(1)全長・全幅

ドライバーが乗車した状態で全長5m以内、全幅1.8m以内とする。

(2)全高

車両の全高は1.6m以内とする。

(3)車輪の数

最多6輪までとする。

(4)重量

車両の重量は300kg以下とする。

(5)競技番号および大会ステッカー

競技番号を貼付するため、車両の視認性の良い左右2カ所に、縦横各30cm以上のスペースを提供しなければならない。

第25条 ソーラーパネル

車体サイズ内なら自由。

第26条 電装品

(1)蓄電池

A・Bクラスは鉛バッテリー総重量45kg以内とする。C・Dクラスは無制限、蓄電池の種類は自由。

A・Bクラスの鉛バッテリー45kg以内とはバッテリー本体のみの総重量であり、それを固定する容器等は含まれない。

米・車両全体の重量は300kgを超えない事。

全クラスのバッテリーは車両検査時に封印され、それ以後直接の太陽光以外の充電は認めない。

(2)モーター

A・Bクラスは市販されているもの。C・Dクラスは制限しない。

(3)方向指示器

車体の前後部各2カ所にオレンジ色の方向指示器を取り付けなければならない。

(4)ブレーキランプ

車体の後部2カ所に赤色のブレーキランプを取り付けなければならない。

(5)制動装置

すべての車両は独立した2系統のブレーキを備え、制動初速度20km/hから15km以内の距離で停止できる性能でなければならない。

第27条 コックピット

(1)ドライビングポジション

正常に着座し、進行方向に直面する状態で、頭部が爪先より後方でなければならない。

(2)乗降用扉

乗員が自力で乗降用の扉を開閉できるようになっていなければならない。

(3)シートベルト

3点式以上のシートベルトを適正に取り付けなければならない。

- (4)スピードメーター
車両には正常に作動するスピードメーターを取り付けなければならない。
- (5)クラクション
車両にはクラクションを取り付けなければならない。
- (6)バックミラー
後方を確認できるバックミラーあるいはサイドミラーを取り付けなければならない。
- (7)推奨ステアリング
衝突時の障害のおそれを軽減し、また脱出時の引っ掛かりを防止するため、ステアリングは、完全に閉じられた円形のステアリングホイール（円周の上下1/3以下は平らであってもよい）によって操作されるものでなければならない。この様なステアリングを強く推奨する。

第28条 最小旋回能力

ステアリングをいっぱい切って旋回した時、車両の中心が描く円の半径が6m以内でなければならない。

第29条 自動計測装置の装着

- (1)主催者が自動計測装置の装着を義務付けた場合は、車検までにこの装置を取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合は走行を認められない。
- (2)万一破損、紛失した場合は理由の如何に問わず1個30,000円が主催者より請求される。
- (3)計測装置の配布は参加受付時に行い、返却については最終走行後1時間以内とする。

第30条 車両名及び広告

- (1)車名は原則として、15文字以内とする。
- (2)主催者が指定した場合は広告ステッカー類を所定の場所に貼付しなければならない。

第31条 公式車両検査

- (1)公式車両検査は公式通知で示されるタイムスケジュールに従って所定の車両検査区域で行われる。
- (2)公式車両検査を受けない車両、参加不適切と判断された車両また技術委員長による改善命令に応じない車両は競技に参加できない。
- (3)公式車両検査に合格した後の車両を改造してはならない。
- (4)技術委員長は公式車両検査の時間外であっても、随時参加車両の検査を行う権限を持ち、この検査に応じない参加者に対しては罰則が適用される。

第32条 車両変更

- (1)参加申込が正式受理された後の車両変更は、参加車両が故障、破損その他やむを得ない事情があるときを除いて認められない。
- (2)やむを得ない事情による車両変更は、参加申し込みをした同クラスについてのみ許され、期限は競技会当日の参加受付が終了までとする。
- (3)その場合、車両申告書を新たに大会事務局へ提出し、審査委員会の許可を得なければならない。

《第4章》 競技概要

この競技は与えられたエネルギーをいかに上手に使い切るかを競うものであり、創意工夫、知的挑戦のレースである。大会審査委員会、競技委員会役員名は公式通知にて発表する。

第33条 コース

この競技は泉大津フェニックスの特設コースを使って行われる。

第34条 競技方法

スタートはピットエンド又は決められた場所より30秒間隔でスタート最初のコントロールライン（計測ライン）を通過して計測が開始される。その後の目標タイムで走行する。

第35条 走行

- (1)原則としてすべての競技車両は左側走行とする。
- (2)走行は車間距離や速度差に充分配慮し、走行車両に追いついた場合は、クラクションで合図した後、右側を追い越すこととする。

- (3) 後方に追いつこうとしている競技車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲って追いつかさせること。
- (4) いかなる場合も逆走行やショートカットをしてはならない。
- (5) ドライバー及びオフィシャルを除き、いかなる場合も停止している競技車両に触れることは許されない。オフィシャルにより依頼された場合はこの限りではない。
- (6) すべての競技者は競技中に緊急車両、オフィシャルカー、公式記録員の車両がコース内を走行することを承知していなければならない。
- (7) なんらかの理由により競技が中断した場合、3周回（先頭車両）以上で成立する。

第36条 **ドライバーの遵守事項**

- (1) ヘルメット及びグローブ、シューズの確実な着用。
- (2) いかなる場合も逆方向に走行してはならない。
- (3) 走行中コントロールを失った車両、あるいは走路外に出た車両のドライバーがコースに復帰するときは、後続車両など他車の妨害にならないように注意し、安全を確認しなければならない。

第37条 **スタート**

スタート合図はスタートシグナル（赤 黄 黄 黄 緑）とグリーンフラッグの振り下ろしとする。

第38条 **信号旗**

競技に使用する信号旗は以下の通りである。

- (1) 大会旗 ： スタート旗又はシグナル
- (2) 黄色旗 ： 前方に停止車両もしくは遅い車両がある場合
- (3) 赤色旗 ： その場で停止
- (4) チェッカー旗： 競技終了

第39条 **妨害行為**

- (1) 競技中、ドライバーは故意に他の競技車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに重大な事故の発生が予測できる危険な行為をしてはならない。
- (2) 同条の違反判定に対する抗議は受付られず、違反者に対しては大会審査委員会が決定する罰則が適用され、重大な違反行為を行ったドライバーは失格とされる。

第40条 **リタイア**

- (1) 競技中、事故あるいは故障等により、以後の走行権利を放棄するドライバーはその旨を最も近い位置のオフィシャルに報告しなければならない。
- (2) リタイアの届けは、ドライバーまたは参加代表者が所定の用紙に署名して提出すること。

第41条 **競技中の車両修理**

- (1) ピット以外の地点で停車した車両の修理は他の車両の走行の支障にならない安全な場所でその当該ドライバーのみが行わなければならない。また、その車両に積み込んであるもの以外の部品、工具による修理、調整、交換などを行うことは厳重に禁止される。
- (2) 競技中の車両は、いかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行をしたりしてはならない。ただし、保安の目的で競技役員が車両を移動させたり処置する場合、及び自己のピットを通り越した車両を当該車両のドライバー、ピット要員が押し戻す場合はこの限りではない。

第42条 **競技の中断**

- (1) 事故によってコースが塞がれた場合、または天候その他の理由でレースが継続不可能と成った場合、競技長は赤旗を表示し同時にすべてのポストでも赤旗が表示される。
- (2) 競技中断の合図と同時に、全車両はただちに競技を中止しいつでも停止出来るスピードで競技役員からの指示に従い走行する。その場合に以下の事項を了解しているものとする。
- (3) 競技順位は、中断の合図が提示された時点で先頭車両が完了した周回の1周前の周回完了時の順位となる。

第43条 **競技の中止**

次のような場合、参加者の安全を考え、競技を中止することがある。

- (1) 強風の場合
- (2) 豪雨の場合
- (3) 災害よりコースが使用不能の場合

その他、大会本部が競技の開催又は続行が不可能と判断した場合。

第44条 **競技終了と順位決定**

- (1) 競技時間は1時間とする。
- (2) 先頭の車両に上記競技時間経過以後ゴール地点でチェッカーフラッグが振られその後全ての車両にチェッカーフラッグが振られ競技は終了する。

- (3) チェッカーフラッグは3分間振られる。
- (4) 万一、チェッカーフラッグが不注意、その他の理由により規定時間を完了する前に提示された場合でも競技は終了したものとする。
- (5) また、チェッカーフラッグが不注意によって遅れて提示された場合は規定時間が達成された時点における順位に従って決定される。

第45条 暫定結果と正式結果および表彰式

- (1) 競技終了後、ただちに暫定結果が発表される。
- (2) 競技終了後、計時委員長の名において暫定結果が発表され、本規則第45条による抗議がない場合大会審査委員会の承諾を得て、暫定結果発表30分で正式結果が発表される。
- (3) 正式結果発表後、表彰式が行われる。表彰を受けるドライバーまたは参加責任者は表彰式に出席しなければならない。
- (4) 特別の事情により表彰式に参加出来ないドライバーおよび参加責任者はその旨を大会事務局に連絡し、許可を得なければならない。無断で表彰式に参加しないドライバーおよび参加責任者は賞典を受ける権利を放棄したものとされる。

第46条 抗議の手続きと時間制限

- (1) 抗議を行うことが許されるのは登録された参加代表者に限られる。
- (2) 抗議を行う時は、書面により抗議内容を具体的に記載し抗議対象1件につき10,000円の抗議料を添え競技長宛に提出しなければならない。
- (3) 抗議に関する審査に特別な作業を伴う場合は、提出者はその作業の費用全額を負担すること。この費用は抗議が正当と判断された場合には抗議料とともに抗議提出者に返却される。その場合審査費用は被抗議者が負担するものとする。
- (4) 技術委員長または車両検査委員の判定に関する抗議は決定直後、公式車検に関する場合は当該車両の検査後20分以内でなければならない。
- (5) 競技中の規則違反、不正行為、競技結果に関する抗議は、暫定結果発表後20分以内でなければならない。

第47条 抗議の裁定

- (1) 大会審査委員会の裁定結果は、関係当事者のチーム代表者のみに、口頭で通告される。
- (2) 審査後直ちに裁定が下されない場合は、その裁定発表の日時と場所を明らかにして延期することが出来る。
- (3) 抗議料は、抗議が成立した場合は抗議提出者に返却されるが、抗議が不成立の場合は没収される。

第48条 罰則の適用

- (1) 本規則、および公式通知で定められた規則に対する違反の罰則は、大会審査委員会が決定し、違反者に通告される。
- (2) 本競技会で大会審査委員会が違反者に課すことが出来る罰則は次の通りとする。
 - 1) 戒告(始末書提出)
 - 2) 訓戒
 - 3) 罰金
 - 4) 失格(競技会出場停止)競技結果に1分加算、3分加算、1周減算、3周減算、ペナルティストップ但し、大会審査委員会は状況に応じて罰則を強化することが出来る。

第49条 競技終了

なんらかの理由により競技が中断した場合、3周回(先頭車両)以上で競技成立とする。

第50条 賞典

- ・総合 1~3位
 - ・クラス 1~6位
- 台数により賞典を変更する場合がある。

《第5章》その他

第51条 失格

次のような場合、失格を命ずる場合がある。

- (1) 走行中に手押し又は足により、明らかに走行を補助している行為が認められた場合。
他の車両の安全の為、オフィシャル又はオフィシャルより依頼を受けた者が手押し等を行なった場合はこの限りではない。
- (2) バッテリーの封印開封後、又はケースの破損が見られた場合。
- (3) 本戦にて、支給されたバッテリー以外の電池又は別の電力手段が用いられたことが確認された場合。
- (4) 競技中他車に追突し相手方がやむを得ずリタイヤした場合。
- (5) 競技委員の指示に従わなかった場合。
- (6) 審査委員会が悪質なマナー違反と判断した場合。

第52条 肖像権

参加者はエネルギーの有効活用の啓蒙活動及び広報活動の為に、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などにおけるドライバー及び車両の肖像権を大会実行委員会に提供するものとする。

第53条 広告

- (1) 競技車両の車体に広告を付けることができる。
- (2) マークやレタリングは不快感を与えるものであってはならない。

第54条 補則

すべての参加者は、競技運営上のあらゆる規定、大会競技委員の指示に従い、常に明朗かつ公正に行動し、言動を慎み『ECO CAR FESTA 2007』大会を構成するあらゆる関係機関及び関係委員の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。